



利用申請

大分市障害福祉課にて“放課後等デイサービス”または“児童発達支援事業”を利用する旨の申請をします。(大分市役所本庁舎1階 14番窓口) 受付時間 午前8時30分～午後6時)

☑ 職員がお子さんおよび家庭の状況、どのようなサービスを必要とするのかなどの内容を伺います。



事業所見学

お子さんに合う環境かまた、どのような取り組みをしているのか確認しましょう。

☑ 希望する事業所が決まったら相談支援事業所へ「障害児支援利用計画(案)」の作成をお願いします。



申請書等の提出

「障害児支援利用計画(案)」が出来たら大分市障害福祉課窓口にて提出をします。

☑ 必要な提出書類がいくつかありますので、事前に窓口にて確認しましょう。



市の調査

受給者証を発給するための要件を満たしているか、また適切なサービスの量(日数)などを、市が検討します。

1~2か月かかることもあります。
のんびり待ちましょう。



受給者証の交付

相談支援事業所が受給者証の給付決定内容に基づき、当園と連絡を取り障害児支援利用計画を作成します。



当園と契約・利用スタート

受給者証と障害児支援利用計画をお持ち頂き、契約手続きをします。

契約が済みましたら、利用のスタートです！